

總行給第23号  
總行女第11号  
令和4年4月14日

各都道府県知事  
各政令指定都市市長  
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局公務員部長（公印省略）

#### 定年引上げに伴う退職手当及び退職管理に関する条例等の整備について（通知）

地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による制度改正により必要となる条例の規定整備例等については、令和4年3月18日付總行公第20号によりお知らせしたところですが、同通知による事項のほか、退職手当及び退職管理に関する条例等の整備については、下記を踏まえ、施行に向けた準備を計画的に進めていただくようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合及び広域連合等（以下「市区町村等」という。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、市区町村等に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び改正法附則第2条（実施のための準備等）に基づくものです。

#### 記

- 1 職員の退職手当に関する条例（案）（昭和28年9月10日自丙行発第49号）について
  - (1) 定年引上げ後の退職手当の留意事項については、令和3年8月31日付總行公第89号公務員部長通知第6.2のとおりお知らせしたところであり、このような考え方を踏まえ、職員の退職手当に関する条例（案）を別紙1のとおり改正する。
  - (2) 都道府県においては、特定地方警務官（警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官（以下「地方警務官」という。）のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級

から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。) としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命された職員について、別紙1に加え、以下の内容を踏まえて適切に対応すること（新旧対照表については別紙2参照）。

- ・ 第5条の2中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」を加える。
- ・ 第5条の3の2(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)を新設する。

※新設に当たり、第2条の4、附則第6項、附則第20項から第22項まで、附則第24項、改正附則(昭和48年5月28日)第5項、第8項及び第14項及び改正附則(平成18年1月18日)第2条において所要の措置を講じる。

- ・ 第6条の2本文中「第五条の二第一項」及び「同項第二号口」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、第1号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)」を加える。

※改正に伴い、第6条の3の表第6条の2の項及び第6条の2第1号の項について、必要な改正を行う。

- ・ 第6条の5及び附則第7項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。
- ・ 附則第13項を新設する。

※新設に当たり、条項移動が生じることに加え、条項移動後の附則第6項から第8項まで、附則第16項、附則第17項、附則第20項、附則第21項の表、附則第23項、附則第24項及び改正附則(昭和48年5月28日)第5項から第7項において、上記の条項移動による所要の措置を講じる。

- ・ 改正附則(昭和48年5月28日)第6項中「第五条の二」の下に「(同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

(3) 別紙1においては、改正前の職員の退職手当に関する条例(案)附則第2項から第20項までの規定について削除しているが、これら規定については、各地方公共団体において必要性を検討した上で削除するか判断すること。

(4) 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)による国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の一部改正を踏まえ、第10条、附則第14項等において所要の措置を講じているため、適切に対応すること。

2 職員の退職管理に関する人事委員会規則（例）（平成 26 年総行公第 67 号・総行経第 41 号）を別紙 3 のとおり改正する。

再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことから、任命権者への再就職の届出を要しない場合について、必要な改正を行い、経過措置を新たに設けていること。